

(2) 所得制限額

◆児童扶養手当・愛知県遺児手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円

※扶養親族が1人増すごとに380,000円を加算してください。

◆特別児童扶養手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円

※扶養親族が1人増すごとに受給資格者は380,000円、配偶者・扶養義務者は213,000円を加算してください。

※母及び児童が児童の父から、児童の扶養義務を履行するための費用（養育費）を受け取る場合は、その金額の80%（1円未満四捨五入）が所得となります。

◆扶桑町遺児手当について

- ▼対象者 父または母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方。
- ▼内容 ○町県民税課税所得金額を基準として支給制限があります。
○手当額（月額）児童1人あたり3,000円です。
○手当は、年2回（9月・3月）に分けて支給します。
○申請した日の属する月から支給します。

令和元年度『ふそうエコプラン』レポート

総務課 内線214

① 廃棄物の減量とリサイクルの推進

可燃ごみ =5,000kg

品目	30年	令和元
燃やしたごみ	14,733kg	16,411kg

② 省エネルギーの推進

電力 =50万kwh

品目	30年	令和元
電力	210万kwh	202万kwh

③ 省資源の推進

印刷用紙 =100万枚

品目	30年	令和元
印刷用紙	290万枚	299万枚

公用車燃料 =5,000ℓ

品目	30年	令和元
公用車燃料	15,091ℓ	13,671ℓ

水道量 =10,000㎡

品目	30年	令和元
水道量	31,840㎡	25,707㎡

LPガス使用量 =10,000㎡

品目	30年	令和元
LPガス使用量	30,587㎡	31,110㎡

重油灯油使用量 =10,000ℓ

品目	30年	令和元
重油灯油使用量	31,609ℓ	26,527ℓ

資源ごみ =5,000kg

品目	30年	令和元
資源ごみ	8,830kg	7,450kg

この結果を踏まえ、職員一人一人が環境保護の大切さを自覚し、今後より一層『ふそうエコプラン』の推進に取り組んでいきます。

児童扶養手当等について

福祉児童課 内線 227・224

◆児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の現況届について

児童扶養手当、特別児童扶養手当および愛知県遺児手当を引き続き受給するには、現況や所得を届出する必要があります。児童扶養手当を受けている方は現況届と必要書類を、特別児童扶養手当・愛知県遺児手当を受けている方は所得状況届と必要書類を添えて福祉児童課へ提出してください。

- ▼提出期間 児童扶養手当・愛知県遺児手当 8月3日（月）～8月31日（月）
特別児童扶養手当 8月12日（水）～9月11日（金）

届出を忘れると、たとえ続けて受給資格があっても、11月分以降の手当が受けられなくなることがありますのでご注意ください。なお、児童扶養手当支給開始から5年経過等に該当する方へは、「一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）」を送付しますので、必要な関係書類を添えて、現況届と併せて提出してください。

◆児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の所得制限及び内容について

(1) 手当の内容など

種類	内容	対象者
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○手当は、奇数月（5月・7月・9月・11月・1月・3月）に支払月の前月分まで振込みます。 ○手当額（月額） <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人目 全部支給 43,160円（一部支給停止 所得により43,150円～10,180円） ・2人目の加算 最大で 10,190円（一部支給停止 所得により10,180円～5,100円） ・3人目以降の加算額 最大で 6,110円（一部支給停止 所得により6,100円～3,060円） 	父母の婚姻解消や死別等により、父または母と生計を同じくしていない家庭（父または母に重度の障害がある家庭を含む）で18歳以下の児童（児童に心身の障害がある場合は20歳未満）を育てている方。
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○所得制限があります。 ○手当は、年3回に分けて支給します。（4月・8月・11月） ○手当額（月額） <ul style="list-style-type: none"> ・IQ35以下程度または身体障害1～2級程度の障害児 52,500円 ・IQ50以下程度または身体障害3級（4級の一部を含む）程度の障害児 34,970円 	IQ50以下程度または身体障害1～3級（4級の一部を含む）程度の障害がある20歳未満の児童を育てている方。
愛知県遺児手当	<ul style="list-style-type: none"> ○所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○手当は、奇数月（5月・7月・9月・11月・1月・3月）に支払月の前月分まで振込みます。 ○手当額（月額） <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人あたり 支給開始～3年目まで 4,350円 4年目～5年目 2,175円 ○支給期間は、支給開始から5年間又は対象児童が18歳に達する日の属する年度の末日までのいずれか早い日までです。 	父母の婚姻解消や死別等により、父または母と生計を同じくしていない家庭（父または母に重度の障害がある家庭を含む）で18歳以下（18歳に達する日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方。

※支給額は法改正などによって変更されることがあります。